

災害時のアスベスト対策に係る協定の締結について

1 要旨・目的

地震等の災害時におけるアスベスト（石綿）の飛散・ばく露防止対策を推進するため、大気汚染防止法を所管する本県及び関係市の連名によって、アスベスト調査に係る技術者で構成される団体及び環境計量証明事業者で構成される任意団体とそれぞれ協定を締結する。

2 現状・背景

- 災害発生時において、倒壊・損壊した建築物等からアスベストが飛散し、住民や災害対応従事者がばく露するおそれがあるため、本県では、環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等を参考とし、災害時のアスベスト飛散・ばく露防止対策を迅速に実施できる体勢の整備を進めている。
- このうち、専門知識を有する技術者等の協力が必要となる「被災建築物のアスベスト露出状況調査」及び職員の人員確保が困難と想定される「アスベストモニタリング（大気環境中のアスベスト濃度調査）」の実施について、関係業界団体から協力したい旨の申し出があった。

3 協定の概要

協 定 名		災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定	災害時におけるアスベストモニタリング等に関する協定
締 結 者	自 治 体 (連名)	広島県、呉市、福山市 ※広島市は令和 4 年 4 月に相手方と同様の協定を締結済	広島県、広島市、呉市、福山市
	相 手 方	一社団法人建築物石綿含有建材調査者協会	広島県環境計量証明事業協会
協 力 事 項		- 被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所、露出及び破損状況等の調査・結果報告 - 被災建築物からのアスベスト飛散を防止するために必要となる助言 - 平常時からの定期的な情報交換体制の整備、研修・訓練等の実施等	- 協力可能な会員事業者の提示 - 会員事業者が締結自治体からモニタリングを受託した場合は、できるだけ優先的にモニタリングを実施 - 平常時からの連絡体制の整備、情報共有及び訓練の実施等
相手方における協定締結の実績		- 全国 22 自治体 3 団体と協定を締結済 - 中国地方では広島市のほか、令和 4 年 6 月に山口県と締結済（九州 7 県・沖縄県との連名による締結）	自治体との災害時応援協定の締結は今回が初

4 協定締結式

日 時：令和8年10月29日（木）15：00～

場 所：広島県庁北館 第1会議室

出席者：広島県 環境県民局長 兼田 みゆき（※自治体の締結者を代表して出席）

一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会 理 事 伴丈 修

広島県環境計量証明事業協会 副会長 藤井 浩雅

5 その他（関係業界団体の概要）

一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（略称：ASA）	
代 表 理 事	寺園 淳
本 社 所 在 地	東京都千代田区神田三崎町二丁目13番1号田辺ビル4階
設 立	平成28年4月
会 員 数	・正会員（建築物石綿含有建材調査者※ ¹ 等） 978名 ・その他賛助会員等 14名、56社（令和8年8月5日時点）
主 な 事 業 内 容	・調査者の技能向上（技術向上のための教育・研修の実施等） ・自治体のアスベスト対策支援（技術的な支援、教育・研修の実施等） ・災害時の自治体支援（災害時協定締結、自治体のアスベスト調査支援等）
災 害 時 の 自 治 体 支 援 実 績	平成28年の熊本地震、平成30年の西日本豪雨及び北海道胆振東部地震、 令和6年能登半島地震等において、自治体のアスベスト調査を支援
広島県環境計量証明事業協会（略称：広環協）	
会 長	吉川 晶子
事 務 局 所 在 地	広島市佐伯区三宅一丁目3番26号（ラボテック株式会社内）
設 立	昭和51年11月
会 員 数	広島県に登録した環境計量証明事業者※ ² 17社（令和8年6月末時点）
主 な 事 業 内 容	・会員企業の環境計量技術の向上研鑽 ・国及び地方公共団体の活動（災害等の緊急時の対応を含む）への協力 ・計量証明事業の社会的認知のPR、社会貢献活動の実施
災 害 時 の 自 治 体 支 援 実 績	平成30年7月の西日本豪雨災害において、県からの依頼に応じ、会員企業 協力の下、災害廃棄物仮置場（78箇所）の土壌採取及び分析を実施

※1 建築物石綿含有建材調査者

建物の解体や改修をする前に、アスベストが入った建材があるかどうかを調べて報告するための専門資格。大気汚染防止法の改正により、令和5年10月から有資格者による事前調査が義務化されている。

※2 環境計量証明事業者

計量法に基づき県知事の登録を受けて、大気・水質・土壌中の物質の濃度、音圧レベル（騒音の強さ）等を計量し、その結果を他者に証明する事業を行う者。